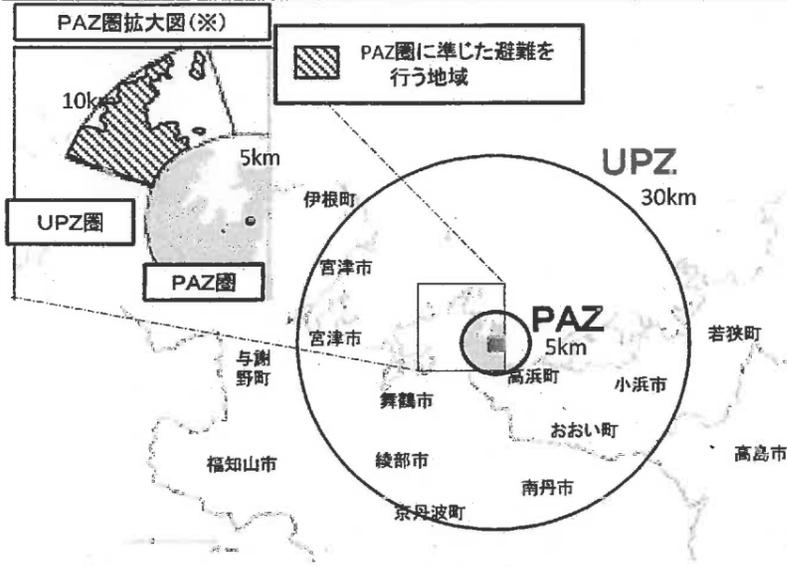


資料1-2

高浜地域の緊急時対応(概要版) ①原子力災害対策重点区域・広域避難先

1. 高浜地域の原子力災害対策重点区域

- 高浜地域における原子力災害対策重点区域は(概ね半径30kmの範囲)の人口は179,488人(平成26年4月現在)。
- PAZ圏内の人口は高浜町(福井県) 8,165人、舞鶴市(京都府) 641人(大浦半島の一部の住民を含む(「PAZ圏拡大図(※)」参照))。
- UPZ圏内の人口は関係12市町170,682人。なお、滋賀県高島市の対象地域に住民は居住していない。

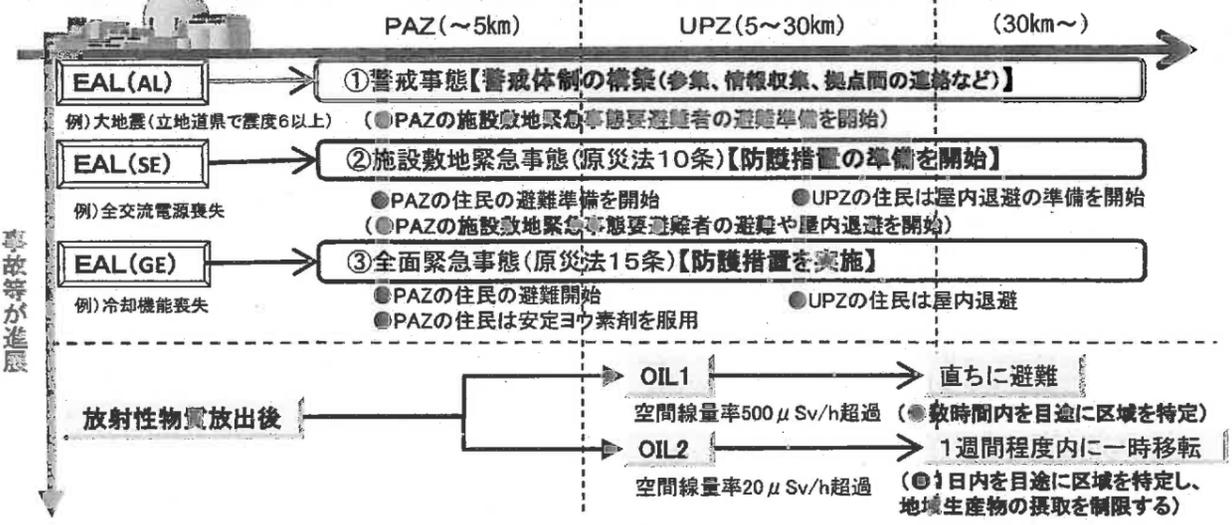


関係府県	PAZ圏内 (概ね5km、PAZ圏に準じた避難を行う地域を含む)	UPZ圏内 (概ね5~30km)	合計
福井県	8,165人	46,238人	54,403人
京都府	641人	124,444人	125,085人
滋賀県	—	0人	0人
合計	8,806人	170,682人	179,488人

出典:国土院ホームページ
(http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941)「白地図」国土院
(http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941)をもとに内閣府(原子力防災)作成

2. 原子力災害対策指針における緊急時防護措置実施の考え方

- 緊急事態の初期段階は原子力施設の状況等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- (1) EAL(Emergency Action Level)による段階的避難/施設敷地緊急事態要避難者は早期避難
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。
EALに基づき防護措置を行う。
※PAZの施設敷地緊急事態要避難者の避難は通常の避難より時間がかかるため、EAL(SE)の段階から避難により健康リスクが高まらない者は避難を開始し、健康リスクが高まるおそれのある者は速い効果の高い建物等に屋内退避する。
- (2) 緊急時モニタリングの実施/OIL(Operational Intervention Level)に基づく判断
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。放射性物質放出後、モニタリング結果と防護措置の実施基準(OIL)に基づき、UPZ圏内の住民の防護措置を判断する。



3. PAZ圏及びUPZ圏の各自治体における広域避難先

- PAZ圏内、UPZ圏内の各市町の住民の避難先は、府県内外で複数確保。
- 府県を越える避難が必要な場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された兵庫県及び徳島県の避難先で受入れを行う。
- 福井県は県内避難を基本とする。京都府は避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況の他、気象庁から提供される気象情報などを考慮して避難先を決定する。

PAZ圏内市町の広域避難先

府県	市町	地区名	住民数
福井県	高浜町	内浦	741人
		青郷 高浜	2,744人
京都府	舞鶴市	松尾	23人
		すぎやま	50人
		杉山	68人
		おおよま	185人
		たい	57人
		成生のほら	258人

福井県 県外避難先
兵庫県 三田市他2市町

UPZ圏内市町の広域避難先

- 京都府6市町 西方向避難先(府内)
福知山市他4市町 (同一市町内への避難を含む)
- 福井県4市町 県外避難先
兵庫県三田市他15市町
- 福井県4市町 県内避難先
敦賀市他3市町
- 京都府7市町 南方向避難先(府内)
京都市他12市町 (同一市町内への避難を含む)
- 京都府7市町 西方向避難先(府外)
兵庫県神戸市他18市町
徳島県鳴門市他2町

区域	種別	対象者数(人)	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
PAZ (発電所から5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始	避難行動要支援者(医療機関・社会福祉施設) 高浜町 213 舞鶴市 (対象施設なし) 合計 213	施設敷地緊急事態避難準備を開始	<p>対象施設 高浜町 (5施設:213名) 舞鶴市 (対象施設なし) 合計5施設</p> <p><避難可能な者:28名> バス1台、福祉車両10台 (職員同乗)により移動</p> <p><避難により健康リスクが高まる者:185名> 施設内移動又は近隣の屋内退避施設へ移動 (職員が介護)</p>	<p>避難先 (敦賀市内7施設)</p> <p>屋内退避施設 (若狭高浜病院、若狭高浜病院附属介護老人保健施設等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難計画において、避難元施設ごとに避難先施設を設定 避難により健康リスクが高まる者については、放射線防護対策施設に入所している場合は輸送の準備が整うまで屋内退避を実施し、その他の施設に入所している場合は近隣の屋内退避施設へ移動
	避難行動要支援者(在宅)	高浜町 666 舞鶴市 33 合計 699	施設敷地緊急事態避難準備を開始	<p>対象者 (699名)</p> <p><避難可能な者:514名> バス25台、福祉車両2台 (支援者同乗)により移動</p> <p><避難により健康リスクが高まる者:185名> 福祉車両27台により移動 (ピストン輸送)</p>	<p>福祉避難所等※1</p> <p>屋内退避施設※2 (若狭高浜病院、若狭高浜病院附属介護老人保健施設、原子力研修センター、みずなぎ鹿原学園、障害者施設こひつじの苑舞鶴、特別養護老人ホームやすらぎ苑、奥上林公民館等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高浜町では、あらかじめ定められた福祉避難所へと避難 舞鶴市では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が舞鶴市と連携の上、避難先を調整・確保 避難により健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の屋内退避施設へ移動
	避難行動要支援者(学校・保育所)	高浜町 1,059 舞鶴市 (対象施設なし) 合計 1,059	施設敷地緊急事態避難準備を開始	<p>対象施設(8施設:1,059名) ※高浜町のみ</p> <p>バス27台 (教職員同乗)により移動</p>	<p>避難先施設 (県内避難先:14施設、県外避難先:19施設) ⇒避難先施設で保護者に引き渡し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引渡しを開始 保護者へ引渡しができない児童等は、職員とともにバスで避難のうえ、避難先において保護者に引き渡す
(原災法15条)で避難開始	全面緊急事態 一般住民※3	高浜町 6,227 舞鶴市 608 合計 6,835	一般住民の避難準備を開始	<p>対象者 (6,835名)</p> <p><自家用車で避難可能な者> 高浜町:6,116名 舞鶴市:546名</p> <p>避難先施設 (府県内避難先:26施設、府県外避難先:21施設)</p> <p><自家用車で避難できない者> 集合場所 (10箇所) 高浜町:111名(バス3台) 舞鶴市:62名(バス6台)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難計画において定められている避難先へ避難 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、府県内及び府県外において避難先を複数確保 自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車を利用できない者は、福井県丹南地方、舞鶴市内のバス会社が保有するバス等で移動 	
	合計	8,806				

※3 一般住民の対象者数は、PAZ住民数の合計から割り出した数であり、若干の増減がある。

区域	種別	対象者数(人)	屋内退避 / 一時移転等(1週間程度内に実施)の流れ			備考	
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態		
UPZ (発電所から5~30km圏内)	避難行動要支援者(医療機関・社会福祉施設)	福井県: 1,477 京都府: 3,360 合計: 4,837		屋内退避(111施設: 4,837名)	一時移転等対象病院等 バス・福祉車両(職員同乗)により移動	避難先(267施設) 受入可能人数: 5,317名	<ul style="list-style-type: none"> 福井県では、避難元施設ごとに避難先施設を事前設定 京都府では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が関係市町と連携の上、受入施設を調整・確保
	避難行動要支援者(在宅)	福井県: 1,837 京都府: 9,332 合計: 11,169		屋内退避(11,169名)	一時移転等対象者 バス・福祉車両(支援者同乗)により移動	避難先施設 福祉避難所等	<ul style="list-style-type: none"> 一般住民を対象とした避難先施設への避難を基本とする。 避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は、福井県においては、関係機関と調整し避難先を確保。京都府においては、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が関係市町と連携の上、避難先を調整・確保
	避難行動要支援者(学校・保育所)	福井県: 7,324 京都府: 17,478 合計: 24,802	対象施設(180施設) 保護者引渡し	屋内退避(180施設: 24,802名)	一時移転等対象学校等 バス(教職員同乗)により移動	避難先施設 ⇒避難先施設で保護者に引き渡し	<ul style="list-style-type: none"> 警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引渡しを開始 保護者へ引渡しができなかった場合は、全面緊急事態による屋内退避を行い、その後指示に基づき避難先に移動し、保護者に引き渡す
	一般住民※2	福井県: 35,600 京都府: 94,274 合計: 129,874		屋内退避(129,874名)	一時移転等対象者 ＜自家用車で移動を行う者＞ 自家用車により移動 ＜自家用車で移動を行わない者＞ 集場所 バスにより移動	避難先施設	<ul style="list-style-type: none"> 避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施 福井県では、自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、県が準備したバス等で移動 京都府では、渋滞抑制等の観点から、原則バスによる避難を実施
	合計	170,682人					

福井県、京都府が、域内のバス会社から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は、関西広域連合及び政府の支援の下、隣接県等から輸送手段を調達。

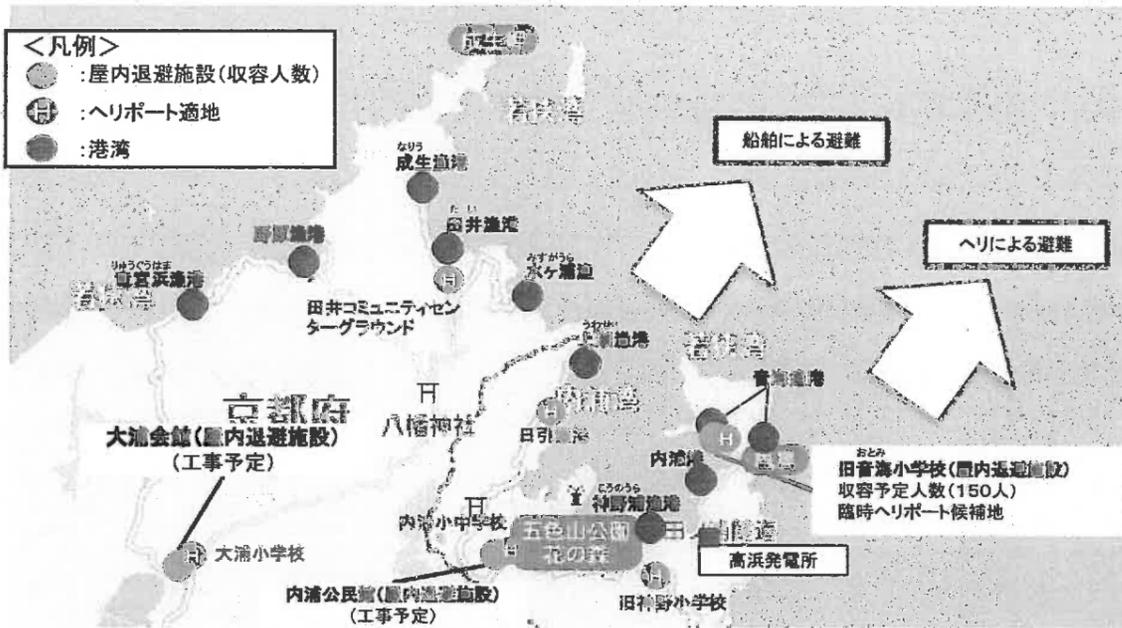
※1 OIL基準に基づく避難等や一時移転のこと。
 ※2 一般住民の対象者数は、UPZ住民数の合計から割り出した数であり、若干の増減がある。
 ※3 UPZ圏内の全住民が一斉には一時移転を行わず、緊急時モニタリング結果に基づき、500μSv/hないし、20μSv/hを超える区域が特定された場合は、特定された区域の住民の一時移転等を実施。

1. 半島地域が孤立した場合の対応(内浦半島、大浦半島)

PAZ圏に該当する内浦半島(福井県高浜町)や、大浦半島の一部(京都府舞鶴市)については、複合災害の発生等により住民が孤立化した場合、放射線防護対策施設への屋内退避を実施するとともに、関西電力が確保する船舶やヘリコプターにより海路及び空路で避難することも想定。

<凡例>

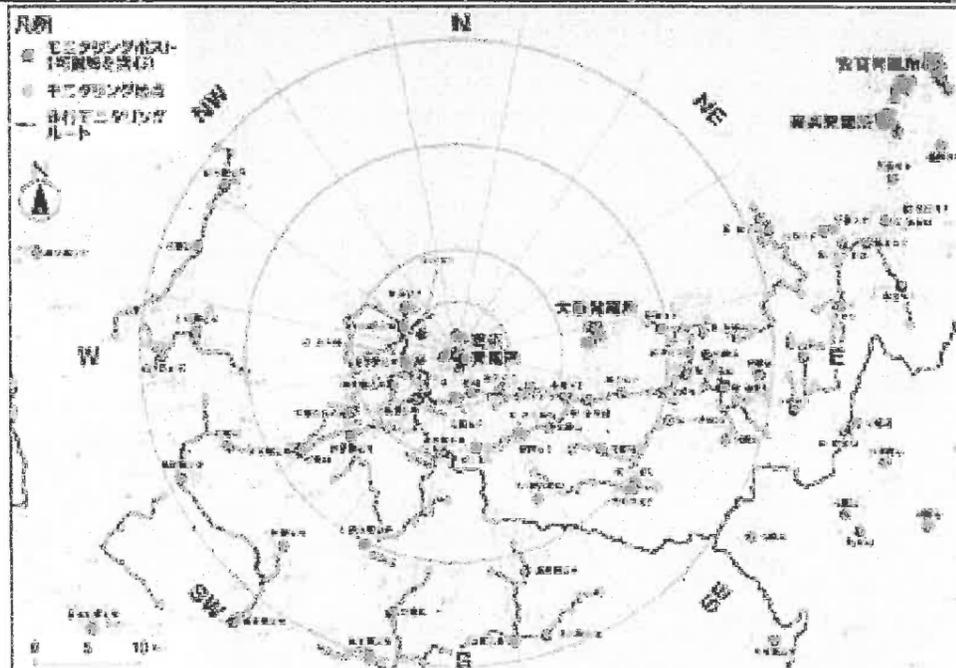
- : 屋内退避施設(収容人数)
- ⊕ : ヘリポート適地
- : 港湾



- ※1 利用する港については、被災状況等を考慮し選定
- ※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

2. 緊急時モニタリングの体制

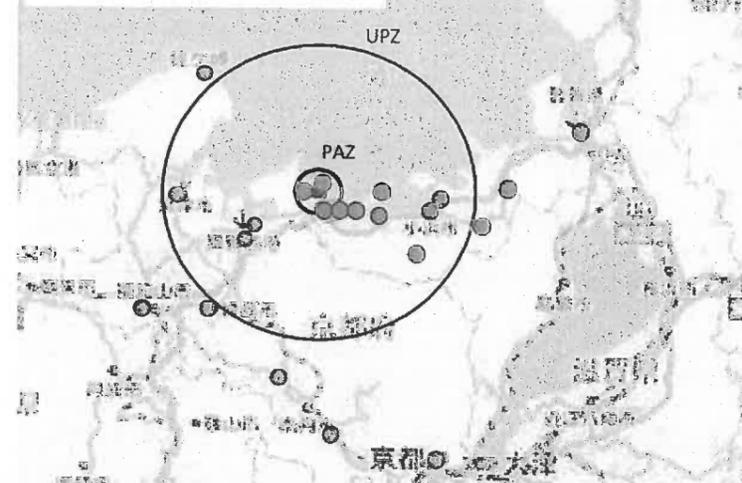
高浜発電所の周辺地域では、発電所を取り囲むように半径30km圏内(福井県内:39局、京都府内:16局)の測定局を用いて24時間監視を行っている。
今後測定機器を追加的に整備し、モニタリング体制の更なる充実を図る。



3. 安定ヨウ素剤の事前配布・緊急配布

福井県及び京都府では、PAZ圏内住民を対象に昨年より説明会を実施。京都府ではPAZ圏に準じた避難を行う地域(大山地区、由井地区、成生地区、野原地区)についても、説明会を実施し、安定ヨウ素剤の事前配布を行っている。今後も説明会を実施し、配布を行う。
なお、避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布のための備蓄を実施。緊急配布は備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。

安定ヨウ素剤の備蓄場所



【凡例】

- 福井県の備蓄場所(計14箇所に丸剤379,000丸と粉末6,000g)
- 京都府の備蓄場所(計9箇所に丸剤400,000丸と粉末8,000g)

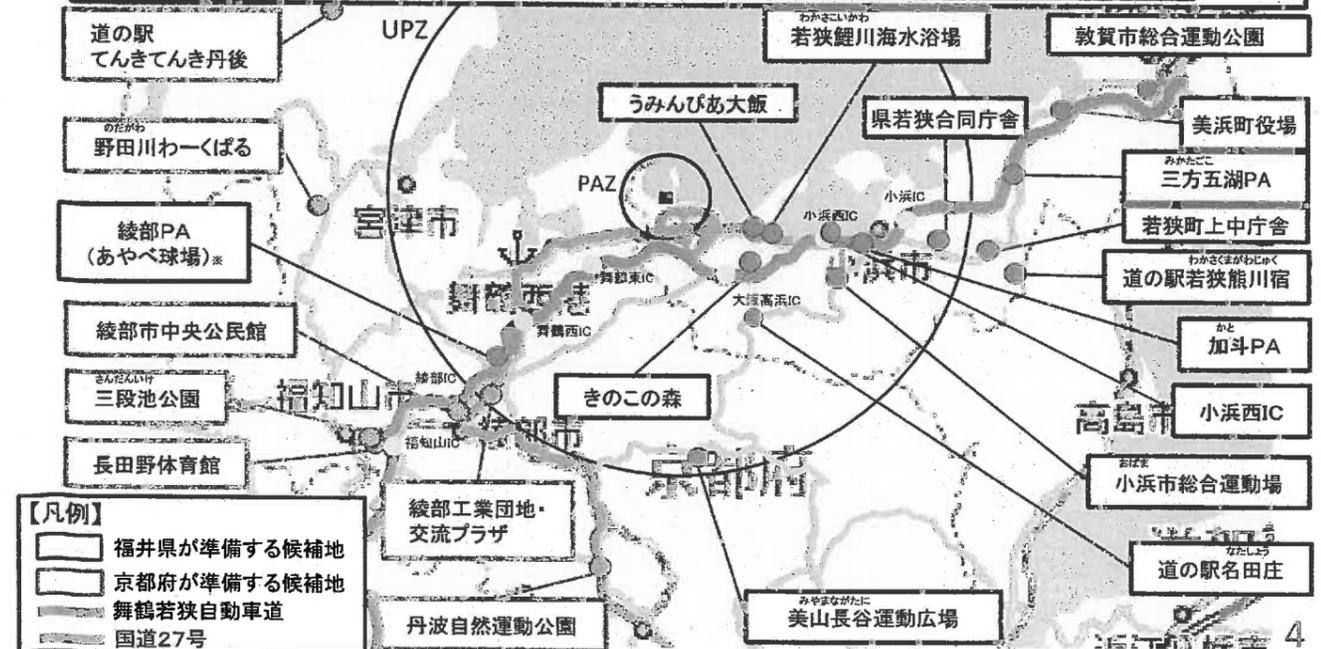
<PAZ圏における事前配布状況>

地区	住民数(人) (3歳以上の住民を対象)	配布者数(人)
福井県 内浦 青郷 高浜	7,869	6,186
京都府 松尾 杉山	67	59
<PAZ圏に準じた避難を行う地域> 大山/田井 成生/野原	538	447

※対象住民数
福井県:平成27年10月現在
京都府:【PAZ】平成26年12月現在
【PAZに準じた地域】平成27年9月現在
※配布者数
福井県:平成27年10月現在
京都府:【PAZ】平成27年2月現在
【PAZに準じた地域】平成27年9月現在

4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

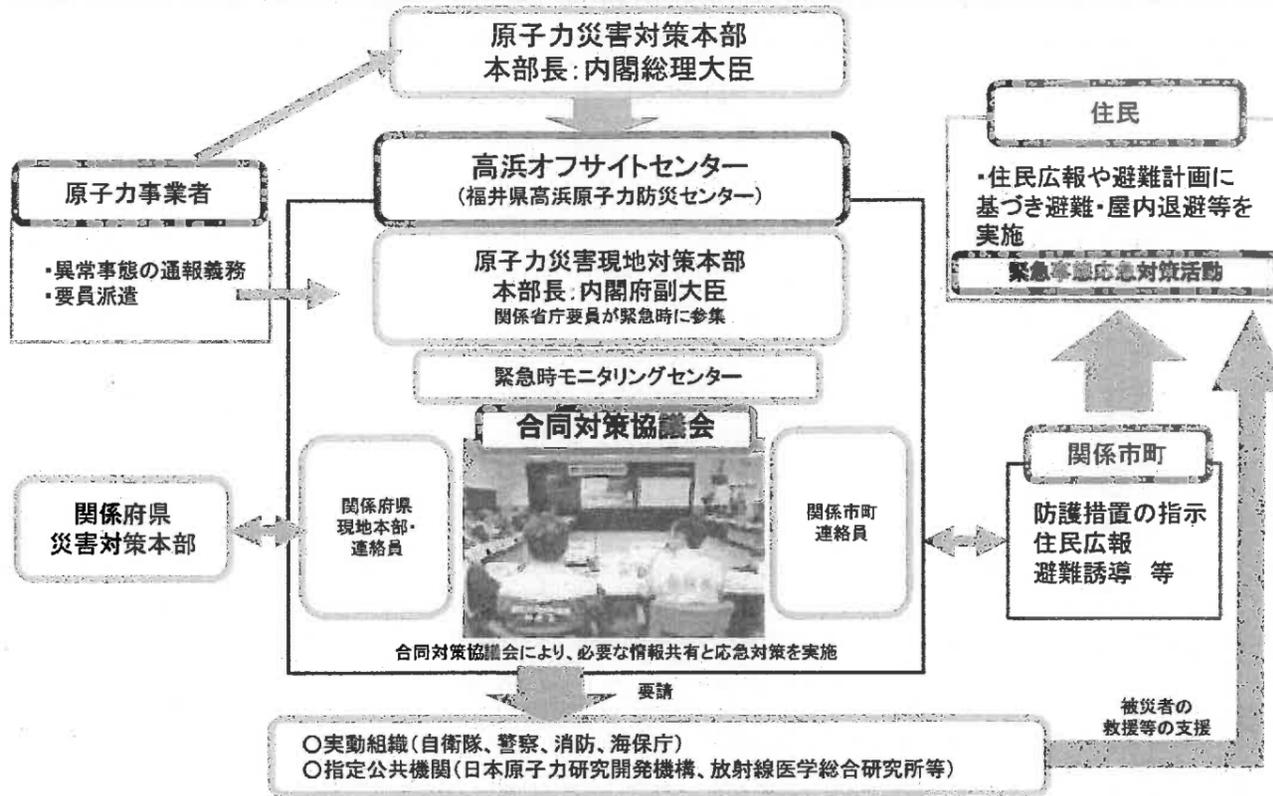
避難退域時検査は府県内及び府県外への避難を想定し選定した候補地において実施。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。
高浜地域では舞鶴若狭自動車道や国道27号が両府県の主要な避難経路とされていることから、両府県の住民が確実に避難退域時検査を受けることができるよう、避難退域時検査場所に避難先説明要員等を配置。



【凡例】

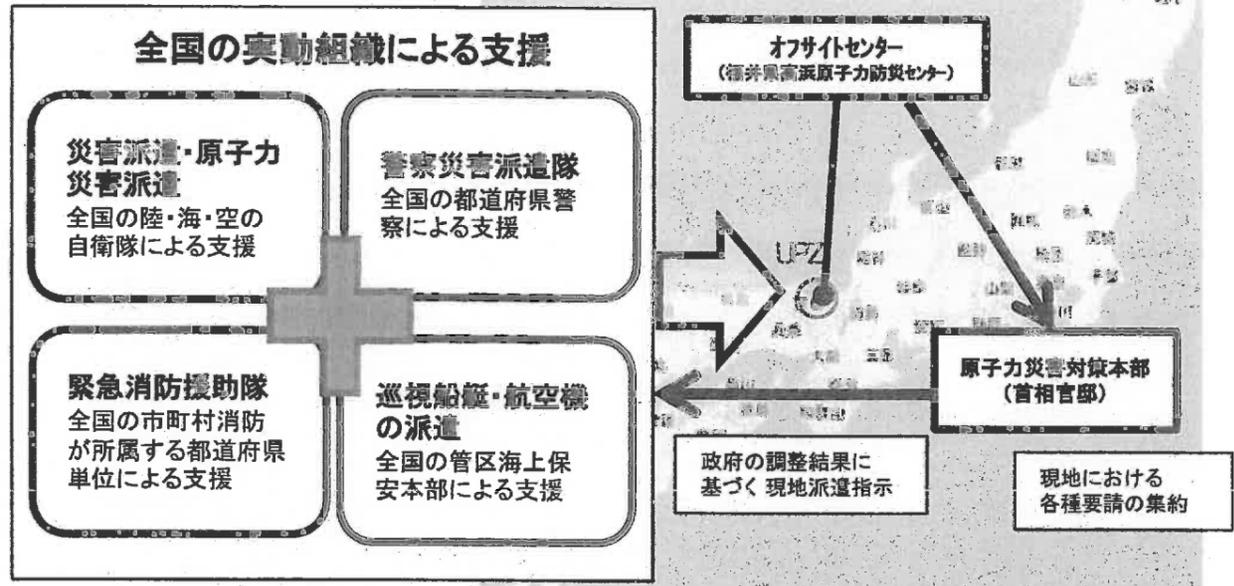
- 福井県が準備する候補地
- 京都府が準備する候補地
- 舞鶴若狭自動車道
- 国道27号

1. 緊急時対応体制



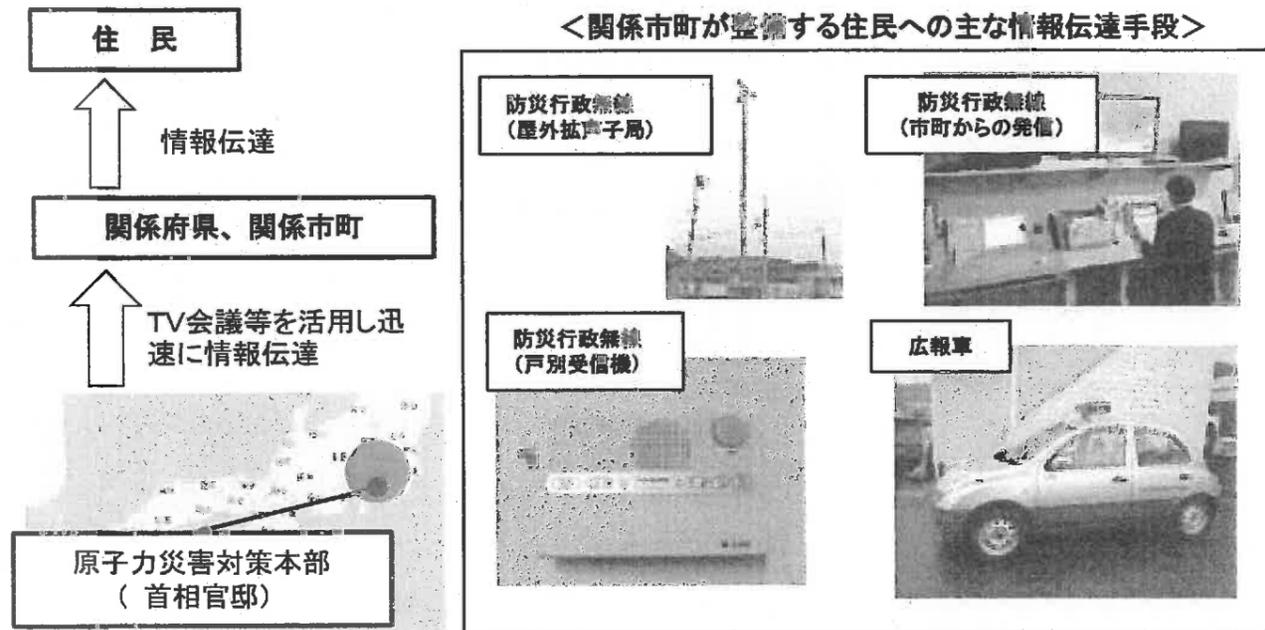
3. 国の実動組織の広域支援体制

- ▶ 地域レベルで対応が困難な場合は、関係府県、関係市町からの要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- ▶ オフサイトセンターにおいて集約した関係自治体からの様々な要請に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)による支援を実施。



2. 住民への国等の情報伝達体制

- ▶ 防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- ▶ 関係市町は、防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。



4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- ▶ 福井県、京都府、滋賀県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時のスクリーニング及び除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

警察官庁

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等

消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達

海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動